

治療開始日が令和4年4月1日以降の方へ

新庄市独自事業

不妊治療費の 助成について

新庄市では体外受精や顕微授精など
生殖補助医療の治療費を助成します。

助成額

TYPE

01

上限 **10万円** / 回

妻が40歳未満の方は6回、40～42歳の方は3回まで
高額療養費及び県助成金を控除した後の自己負担額(先進
医療を含む)を対象



TYPE

02

上限 **30万円** / 回

妻が40～42歳の方の4～6回目の治療費(先進医療を含む)
を対象
※保険適用の上限回数の治療を終了した夫婦(40～42歳の女性に限る) 限定



申請期限

治療終了日から1年以内 (令和4年4月1日以降に開始した治療が対象)

※特例として、治療終了日が令和4年度内のものは、令和6年3月31日まで申請できます

対象者

- ① 新庄市に住所を有する者
- ② 他の市町村から助成を受けていない夫婦
- ③ 山形県不妊治療(生殖補助医療)費助成を受けている夫婦

申請に必要なもの

- 不妊治療に係る領収書・明細書の写し
- 生殖補助医療費等助成金交付申請書兼請求書
- 生殖補助医療費助成事業申請用証明書
- 高額療養費の支給額証明書、限度額認定証(該当者のみ)
- 助成金の振込先の口座を確認できるもの(通帳・キャッシュカードなど)
- 山形県不妊治療(生殖補助医療)費助成金給付決定通知書の写し(県からの通知)

※特例として、治療終了日が令和4年度内のものは、令和6年3月31日まで申請できます

手続きのながれ

保険適用される治療の場合

STEP
1

生殖補助医療を受ける ※先進医療を含む

STEP
2

医療費を支払う

高額療養費の申請が必要な場合があります

治療終了後、医療機関から“生殖補助医療費助成事業申請用証明書”を記入してもらう

STEP
3

山形県不妊治療(生殖補助医療)費助成の申請

1~2カ月

県からの支給決定通知

STEP
4

新庄市不妊治療(生殖補助医療)費助成の申請

1~2カ月

新庄市から支給

2~4カ月程度

お問い合わせ : 新庄市 健康課
: 0233-29-5790